札幌方面苫小牧警察署告示第8号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和7年9月10日

北海道札幌方面苫小牧警察署長 親 谷 光 博

- 1 入札に付す事項
 - (1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称 A重油 JIS1種1号 1リットル当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 34,000リットル

- (2) 契約の目的の仕様等 (1)に同じ。
- (3) 契 約 期 間 令和7年10月17日から令和8年5月31日まで
- (4) 納 入 場 所 苫小牧市旭町3丁目5番12号 札幌方面苫小牧警察署
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 胆振総合振興局管内に事業所を有すること。
- 3 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア申請の時期 令和7年9月10日から令和7年9月26日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除 く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければ ならない。

ウ 申請書類の提出先郵便番号053-0018苫小牧市旭町3丁目5番12号北海道札幌方面苫小牧警察署会計課電話番号0144-35-0110

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

北海道札幌方面苫小牧警察署会計課

- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 苫小牧市旭町3丁目5番12号 札幌方面苫小牧警察署2階大会議室 (送付による場合は、郵便番号053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番 12号 苫小牧警察署会計課)
 - (2) 入 札 日 時 令和7年10月9日 午後1時30分 (送付による場合は、同月8日 午後5時までに必着)
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ
- 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる おそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれが あると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否認める。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 - (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 - (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 11 契約書の作成等について
 - (1) この契約は契約書の作成を要する。
 - (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。
- 12 その他
 - (1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格 設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道札幌方面苫小牧警察署会計課

イ 所 在 地 郵便番号 053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号 電話番号 0144-35-0110 内線 231

(6) 前払金

前金払はしない。

(7) 概算払 概算払はしない。

(8) 部分払 部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (11) 入札の取りやめ又は延期 この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開 この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の 規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約 に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認め たときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (14) 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)の位まで記載することができる。
- (15) 契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。
- (16) 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の2の(1)に掲げる「当初月の市場価格の基準日」については令和7年10月の価格調査公表時点とする。
- (17) 成分表の提出

契約の相手方となった者は、納品する重油(JIS1種1号)に係る成分表等を提出すること。

(18) その他

この広告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。